

関西学院千里国際高等部 米田謙三先生

成年年齢引下げの環境整備に関するヒアリング結果概要

- 学校教育現場からの視点としても、成年年齢引下げによって18歳で契約を締結することができるようになることに伴う若年者の消費者被害への対策が重要と考える。
- 教材等は充実してきていると認識しており、生徒が授業などにおいてそのような情報に接する機会は増えてきているが、やはり契約などは生徒達が実体験をしていない事柄であるので、いずれも「18歳になったら～」などの「たれば」であり、実感が湧いていないように見受けられる。
- また、今の消費者被害は、インターネットと切り離せない関係にあるので、若年者被害の消費者被害対策について語る際には、インターネットリテラシーの問題が欠かせない。
学校での消費者教育においては、その点にも配慮した取組が求められると認識している。
- なお、インターネットに関しては、教員側が苦手意識を持っている場合も多いようである。特に、フィルタリングの論点などについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などと関連することになるが、教員側がこれらの法的知識を把握できていないケースも多い。
今後の教職員向けの研修などにおいては、このような点についても配慮すべきではないか。
- 生徒が実感を持って学べるという観点では、アクティブラーニングもより積極的に活用すべきと考える。
消費者被害対策に関しては、実際に騙される体験をするアプリが開発されるなど、アクティブラーニングの試みが広がりつつあると認識しているが、消費者被害対策のみならず、主権者教育（模擬投票）や法教育（模擬裁判）などにおいても、積極的に取り入れられるべきと考えている。
- 来年度から新学習指導要領に基づき公共の科目が導入されることになるが、

教育現場において、家庭科や情報科との連携もさらに進めていく必要を感じている。